

(安全管理規程第25条、運航基準17条関係) ※適用条項は、規程例（一般航路事業者用）によるもの

※本様式は例であり、安全管理規程に定められた要件を満たしていれば、別の様式を使用しても差し支えない。

陸上施設点検簿 (年 月分)

[illegible]

係留施設：浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等

乗降用施設：タラップ、歩み板等

転落防止施設：ハンドレール、チェーン等